

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
16	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳関係事務、戸籍事務及び地方税関係事務に係る証明書等の交付に係る証明書の交付に係る規制緩和	住民票の写しや戸籍等抄本、納税証明書などの証明書等の交付について、交付決定及び請求内容等の審査は公権力の行使にあたるため、民間事業者に行わせることはできないとされているが、自動交付機やコンビニ交付が普及している現状があり、民間事業者に行わせることができるようにしていただきたい。	平成27年度に支所の総合窓口業務、平成30年度には本庁舎の総合窓口業務を民間に委託したが、審査業務等のための職員を配置(職員が休暇を取得できるための職員数の配置)する必要があり、窓口業務を少人数の職員で行っていた規模の小さい自治体は、委託前と比較しても大幅な職員削減につながらず、民間委託の効果が薄い。	職員の削減につながり、民間委託による最大限の財政効果が発揮される。また、審査業務を民間が行うことができれば、請求から交付までの一連の事務を民間事業者で完結することができ、住民の待ち時間の縮減も期待できる。	「住民基本台帳関係の事務等」に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することが可能範囲について(平成20年3月31日総務省第75号ほか総務省)「住民基本台帳関係の事務等」に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について(平成20年9月9日事務連絡総務省)「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)」「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(通知)」(平成25年3月28日民一第317号法務省)「戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成27年3月31日事務連絡法務省)	総務省、法務省	北栄町	吉小牧市、川崎市、高山市、豊橋市、南あわじ市、徳島市、糸島市	〇証明発行等の審査業務が新たに発生し、職員削減できないため委託した効果がないのが現状である。 〇所有者不明土地の利用の円滑化に関する特別措置法による公用請求の増大などにより常に人員が不足している。請求の受付から証明書の発行→審査→交付まで民間業者に委託することにより住民の待ち時間も縮減につながる。 〇課税、所得、納税証明であれば、繁忙期になると担当職員では対応できず、賦課担当の職員の応援を得て行う場合もある。さらに、資産関係の証明にも対応しなくてはならず、一定数以上の職員を常駐させておく必要がある。職員の定数削減の折り、担当職員の人数は少なく、担当職員が休暇を取得することもはばかれる場合もあり、ワークライフバランスや働き方改革とは逆行すると考える。 〇当前においても、ワンストップ窓口として「総合窓口センター」を設置し、住民の利便性の向上に努めているところ。公権力の行使の観点から、正規職員及び臨時職員であっている。会計年度任用職員制度の導入も控えており、民間事業者への委託が可能となれば、職員の削減や業務改善の観点から導入に向けて積極的に検討を行うことができる。 〇出先機関等、人員が少ない場所は民間事業者への委託が困難となることから、証明書等の交付にかかる交付決定及び請求内容等の審査を民間事業者に行わせることができるよう、規制緩和が必要である。
17	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公営企業の出納事務等も会計管理者にも行わせることができる要件の緩和	地方公共団体が経営する企業における出納事務等については、会計管理者が行う事務となっている。(法第9条)法第7条ただし書の規定により管理者を設置しないこととした公営企業においては、管理者の権限を行う地方公共団体の長が会計管理者に対して出納事務等が委任できるよう要件の緩和をいただきたい。	【根拠条文一部抜粋】財務規定等が適用される場合の管理者の権限(第24条の2 地方公共団体の経営する企業に財務規定等が適用される場合においては、当該企業の出納その他の会計事務及び決算に係るものについては、条例で定めるところにより、その全部又は一部を当該地方公共団体の会計管理者に行わせることができる。) 【制度改正要求の内容】財務適用企業は、地方公共団体の長が出納事務の責任者となるよりも、出納事務に慣熟している会計管理者に行わせるのが事務処理の簡素化になるものと考慮されていると考えるが、法の全部を適用する企業の中にも少数で経営している企業もあり、本規定を財務適用企業に限らず、全部適用企業にも適用できるようにしていただきたい。 【支障事例】本町では、特別会計(職員2名)で行っていた事業を平成31年4月から法全部適用の準備を進めてきた。出納事務は、特別会計では普通会計と同様に会計管理者が行っていたが、法適用に伴う出納事務の独自処理が事務効率を悪化させると懸念された。そのため、普通会計において出納事務を行っている職員に対し公営企業への併任を発生し出納業務を行わせることとした。しかし、本町の普通会計部門では、会計管理者と事務職員の2名で分担して出納事務を行っており、事務職員のみに出納事務を行わせても、もう一方の者(会計管理者)が持つ出納事務のノウハウが活用できない。	【制度改正による効果】普通会計、企業会計で行う同様の出納業務を一元的に行うことで、公営企業を含めた業務の効率化を図ることが出来る。また、地方公共団体の持つ懸念を払拭することで、公営企業法適用への推進が図られることが期待できる。	地方公営企業法(第34条の2)	総務省	北栄町		
40	B	地方に対する規制緩和	その他	JETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行について、制度の特殊性を考慮し、会計年度につき、任用手続きと条件付き採用手続きが1回で済むように、次のいずれかの運用手続きを定めること。 ①会計年度任用職員制度の例外とし、取扱いを地方の運用に任せること。 ②会計年度任用職員制度に適合させるため、特に、初めて任用された年度の翌年度以降も継続して任用する場合の任用期間については、来日日を基準とする任用期間ではなく、4月1日～3月31日とすることを認める等、事務の簡略化に繋がる運用手続きに変更すること。	JETプログラムの任用期間は、年度途中から1年間となることから、会計年度任用職員制度に移行することにより、年に2回の任用手続きとその年度の条件付き採用及び正式採用の判断が必要となる。 例えば、春来日の場合、4月15日～3月31日、4月1日～4月14日の2回となり、同一職員を2年目以降任用する場合も同様2回ずつの手続きが必要となる。こうした運用は非合理的であり、不要な事務負担である。 なお、制度の詳細は、次のとおり。 ・新地方公務員法第22条の2第2項により、会計年度任用職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定められたものとされているため、3月31日で一度任期を区切りなければならない。また、同条第7項により、採用から一月は条件付き採用の期間となり、その間の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となる。 ただし、JETプログラムは、年度途中で来日し、来日した翌日から1年間となっている。 ・JETプログラム参加者の報酬額は来日から1年ごとに期間に応じて変更しなければならない(平成30年8月24日付け総務省第140号・三省通知)が、クリアからは報酬額を変更した際は、「再度の任用(新たな職への採用)手続きをしなければならない」と考え方が示されている。 つまり、4月1日に新地公法に基づき「再度の任用」を行い、次に、来日から1年経過する時点で、報酬額の変更に伴い「再度の任用」手続きが必要となり、結果として任用期間が2回に分かれることになる。	任用の手続きを簡略化することにより、全国のプログラムを導入する自治体の事務負担を軽減することができる。	・新地方公務員法第22条の2第2項及び7項・平成30年8月24日付け総務省第140号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴うJETプログラム参加者の会計年度任用職員制度への移行等について(通知)」(総務省自治体政局国際室長、外務省大臣官房人物交流室長、文部科学省初等中等教育局国際教育課長)	総務省	秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村	旭川市、福島県、長野県、大飯市、前山県、大村市、熊本県、宮崎県、宮崎市	〇JETプログラムの制度に基づく任期開始日と、新年度(4月1日)の2回、人事通知書等の交付手続きを行う必要があり、事務量が増加する見込み。 〇「年度途中の7月もしくは8月から翌年の7月もしくは8月まで任用する」という実態は制度移行以前とほとんど変わらないが、単純に手続きが1回増えることとなるため、任用団体の事務負担が増えることになる。 〇当前においても今年度プログラムを活用し、参加者へ任用規則の説明の際に、採用期間が1年なのに任用期間を前半・後半と分けることの説明に苦慮している。 〇自治体国際化協会より示されている勤務年数による報酬体系は、会計年度任用職員制度による給与体系の考え方にそぐわないことも懸念している。	

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
42	B	地方に対する規制緩和	その他	総務省から市町村に対する調査・照会業務について、県の經由事務を廃止することに係る県経由事務の廃止	総務省から市町村に対する下記のような調査・照会業務について、県の經由事務を廃止すること、(平成30年度に実施した調査の例) ①平成28年度決算における自治体情報システム構築改革推進事業に関する調査 ②平成27年度及び平成28年度決算における市区町村情報システム経費に関する調査 ③改元に伴う情報システム改修等の対応状況調査	現在、総務省からの調査・照会は、各市町村の回答を県で一度取りまとめし、総務省へ報告する方法となっている。取りまとめにあたっては、調査趣旨と齟齬がないよう、調査要領と市町村回答を県で一度突き合わせ、必要に応じて回答内容について問合せのうえ、回答修正を依頼する必要がある。このほか、市町村からの回答に係る問合せに対しては、県が判断することができず、国へ問合せを行う必要がある。回答取りまとめのみならず、各市町村からの質問事項や、提出期限から遅れる旨の連絡についても、県で取りまとめて総務省へ報告するよう定められている。このため、県の担当職員が対応のために多大な時間を要することとなり、負担となっている。	各市町村から総務省へ直接報告することにより、県の担当職員の負担が軽減され、他の業務に時間を充てることが可能となる。また、回答の確認についても、総務省自身で各市町村回答の趣旨を確認することにより、調査趣旨に適した、精度の高い調査が可能となる。	総務省	秋田県、湯沢市、小坂町、羽後町		大分県	○各市町村回答の集約業務において、別様式へのコピー＆ペーストを繰り返す作業が発生しており、集約における間違い等のリスク回避、働き方改革の観点からも、調査・照会(一斉調査)システムの集計機能を強化するなど、調査・照会の方法を技術的に見直し、業務の最適化を図るべきと考える。同様の支障事例として、以下も考えられる。 ④平成31年4月22日付け事務連絡「経営戦略の策定状況に関する調査(照会)」 ⑤平成31年4月22日付け事務連絡「公営企業会計適用の取組状況調査(照会)」 ⑥平成31年4月26日付け事務連絡「地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況調査(照会)」
73	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理	・通知カード及びマイナンバーカードに関する統一された事務処理マニュアルを作成し、一元管理する。 ・事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、随時専用サイトを更新すること等で示しており、市区町村はそれぞれの確認が必要な状況となっている。 ・マイナンバー制度関連事務は、全国的に統一して行うべきものであると考えるが、事務処理内容の改正等について、各市区町村で確認し、蓄積している状況。市区町村において事務を円滑に行うため、統一した事務処理マニュアルを作成し、各通知等の格納場所を一本化することとしてほしい。	・事務処理内容の改正について、市区町村で蓄積し確認している状況から、統一した事務処理マニュアルの作成により、個別確認に必要な負担が軽減され、また、各市区町村の確認誤りなどによる、事務の遺漏等が発生する可能性をなくすることができる。	通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領	内閣府、総務省	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町		大船渡市、秋田市、白河市、石岡市、ひたちなか市、相生市、朝霞市、桐川市、柏市、荒川区、川崎市、福井市、高山市、浜松市、豊橋市、豊明市、田原市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、神戸市、南あわじ市、串本町、倉敷市、岩国市、山陽小野田市、徳島市、高松市、糸島市、大村市、宮崎市	○通知等が多岐に渡るため、職員の異動による事務の引き継ぎが困難である。 ○制度導入後、総務省、J-lisなど、それぞれの見直しや対応の変更点があったが、見落としと重大な事故に繋がりがわからない。初任者でもわかりやすい一元的な事務処理マニュアルの作成を望む。 ○事務に係る各種通知・質疑応答集について、総務省、内閣府、また地方公共団体情報システム機構等が、それぞれ随時専用サイトを更新すること等で示す現状において、必要な情報をどのサイトから取り出せばいいのか非常に分かりにくく、時間がかかる。統一した事務処理マニュアルを作成することにより、各自治体の負担軽減となり、また各自治体間の対応の相違から起こるトラブルを防ぐことになると考える。 ○マイナンバーカードの各種業務における申請受付方法(本人確認等)について不明確な点もあり窓口対応で苦慮することがある。 ○当市でも独自のマニュアルを作成しているが、事務処理要領の内容が改正されるたびに多々労力を割いている。新旧対照表が提示されるとはいえ、煩雑なマイナンバー関連事務の確認作業は膨大であり、全国で同じ事務を行うのであれば、国がマニュアルを作成するのは当然のことと思われる。 ○当市においても確認事項がある場合には様々な資料等を検索している状況であり、対応に苦慮している。 ○統一したマニュアルが存在しないことから、当都道府県内市町村及び市町村からの問い合わせに対応する当都道府県においても同様の支障が生じている。 ○通知カード及びマイナンバーカード交付事務に関する事務処理要領が都度更新されているものの、事務処理要領に係る質疑応答集や、デジタルPMOに掲載されるQ&Aなど、事務処理に関する情報がまとめられておらず、素引がしづらい状況となっている。これにより、個別事例に対する迅速な判断が難しい場合がある。

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
143	B	地方に対する規制緩和	その他	利用者負担額に係る審査請求手続の統一化	保育所及び幼稚園に係る保育料については、公立・私立を問わず、子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する条例を定め、当該条例に定める利用者負担額を保護者から徴収する仕組みとしております。当該利用者負担額の決定については、公立保育所(公立幼稚園)にあっては、公の施設の使用料決定処分という性格を有するものであると考えています。なぜなら、内閣府のホームページに記載されている子ども・子育て支援新制度における自治体向けFAQ(別添)において、「公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当する」との記載があるからです。そうすると、当該利用者負担額に不服がある者が、行政不服審査法に基づき不服申立てをした場合、公立保育所(公立幼稚園)に係る者である場合には、地方自治法第229条第2項に基づき議会に諮問しなければならず、また、同条第5項の規定により、不服申立前置の対象となるものと考えられます。一方で、私立保育所(幼稚園)に係る者である場合には、公の施設に該当しないことから、一般的には地方公共団体に置かれる行政不服審査会に諮問されることとなり、また、不服申立前置の対象とはならないものと考えられます。以上のように公立・私立の違いをもって、利用者負担額決定処分に対する救済手続に相違が生じることは、保育所(幼稚園)の利用者にとって理解しづらく、また、合理的な説明が困難と考えております。	公立保育所(公立幼稚園)に通っている児童の保護者と、私立保育所(私立幼稚園)に通っている保護者が、利用者負担額に不服がある場合における救済手続の統一化を図ることができ、より公平性が保たれると考えられる。	子ども・子育て支援法第27条第3項第2号、地方自治法229条	総務省、厚生労働省	松原市	措置を求める理由として次の2点が挙げられます。まず1点目として、議会の定例会については、地方自治法第102条第2項の規定に基づき各自治体の条例で招集回数を定めているところ、本市においては年4回としており、同様の自治体が多数であると考えられます。そうすると諮問の時期によっては、答申まで一定の期間が空くことが想定されます。一方、行政不服審査会に諮問される場合には、速やかに開催に向けた準備を進めることができるものであり、行政不服審査法の目的の一つである迅速な手続という観点からすると、行政不服審査会に諮問する形式が望ましいものです。次に2点目として、利用者負担額について使用料に該当するとして審査請求がなされた場合には、地方自治法第229条第4項の規定により、議会の諮問を経た後しか訴訟をできない不服申立前置制度が適用されます。行政不服審査制度の見直しにおいては、不服申立前置についても見直しが必要であると、当該見直しにおいては、不服申立てをするか、直ちに告訴するか、国民が選択できることが原則であるとされています。対象となる保育所(幼稚園)が、公立・私立であるかの違いのみをもって不服申立前置制度が適用されるか否か区分されることに合理的な理由がないと考えます。この趣旨からも、利用者負担額についての審査請求においては、不服申立前置制度が適用されない制度設計が望ましいものです。したがって、左欄の「求める措置の具体的内容」のとおり提案するものです。	鎌倉市、豊橋市、神戸市、熊本市、宮崎市 ○本市において、審査請求手続に関する質問は年々増加傾向にある。公立施設の使用料に関する質問は現時点ではないが、今後審査請求手続があった場合、公立・私立の違いにより手続きに相違が生じることは、保護者への合理的な説明が難しいと考えている。 ○本市においては、行政不服審査会の議事審議の手続を非公開とし、答申書の個人情報をマスキングした上で公表するなど、個別の事案が特定されないよう配慮をしているが、それでもなお、答申の内容が公表されることに不安を覚えるとして、行政不服審査法第43条第1項第4号の規定に基づき行政不服審査会への諮問を希望しないとした事例や、審査請求を取り下げた事例があった。地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、裁判の結論(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報も伏せた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、上記の事例のように、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。また、行政不服審査会への諮問に当たっては審理員意見書とともに事件記録の提出が必要とされる一方、議会への諮問では事件記録の提出は義務付けられておらず、一般的に議案その他の要約された資料のみをもって審査され、更に諮問から20日以内に意見を述べなければならないという制約がある中で、行政不服審査会と比較して、審査請求人が希望する十分な審議を行うことは難しいものと考えられる。以上のことから、議決の結論にかかわらず、審査請求をしようとする者の自己の情報についてのコントロールを可能とし、専門的見地から十分な審査を行うためにも、地方自治法において議会への諮問を要するとの規定を削除するか、又は新行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問を要しない(事後報告する)ものとして、不遵法却下のほか、行政不服審査法第43条第1項各号(第5号を除く。)に規定する項目に相当するものを追加することが考えられる。 ○利用している施設により取り扱いが異なるのは、保護者に不利益を与えないため、手続きは統一されるべきと考える。	
184	B	地方に対する規制緩和	その他	地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を構築	現在本市では、民間企業との間で研修派遣の形態による人事交流を行っているが、この場合は身分保障の問題はないものの、給与負担の面から交流の実現は容易ではなく、実現した場合の担当職務についても、身分を有さない研修生の立場に限定された職責の範囲にとどまらざるを得ず、十分な人事交流が図れない。こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で、民間企業と地方公共団体との相互理解を深め、双方の組織の活性化と人材育成を図るため、官民人事交流法と同等の制度の制定を求める。民間からの受け入れを考えたときに、任期付職員として採用しようとしても民間を退職することは必須であり、そうすると民間が入っている退職金共済組合を脱退することになる。勤続期間が短くなり、民間からの派遣者の退職金算定に対して不利益を生じることになるため、民間の身分を持ったまま地方自治体が受け入れることができるようになることが必要である。	国同様、透明性、公開性が確保された公正な手続きのもと、民間からの受け入れ職員に不利益を課すことなく、自治体正規職員同様の職責を果たしつつ、民間企業との人事交流を通じて相互理解を深めるとともに、双方の組織の活性化と人材育成を図ることが可能となる。	地方公務員法第17条(国と民間企業との間の人事交流に関する法律と同等の制度整備)	総務省	尼崎市	山形市、千葉市、豊橋市、香川県、松山市、五島市、宮崎県	—	

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
205	B	地方に対する規制緩和	その他	選挙運動用自動車に関する規格(公職選挙法施行令第109条の3第1項第1号に規定されている不合理的か実態に即していない選挙運動用自動車の規格制限について、「費用定員10人以上で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開放できるものを除く。)」に基準を統一すること。また、合理的かつ簡素な統一基準に基づき、立候補者、選挙管理委員会及び警察本部における混乱軽減を図るため、選挙運動用自動車に関する問い合わせ先を明確にするともに使用条件等の法令解釈を明示すること。	選挙運動用自動車に関する規格制限は、サンルーフ等の開閉できる天窓のある自動車や車両重量2トン未満の普通貨物車について、駆動方式(二輪駆動か四輪駆動)の違いのみにより使用可否が異なるなど、合理性を欠く水準となっている。とりわけ、四輪駆動車に限っては、車両重量2トン未満である場合も開閉できる天窓のある自動車でも使用可能となっており、近年ではバン型であっても同基準を満たす車種が多く存在しているなかで、実態に即していないだけでなく、各基準間の整合すら保たれていない状態にある。本市選挙でも、市議会議員選挙の際には50名以上の候補者にこの規格制限について説明しているが、複雑でわかりにくい基準に関して多くの問い合わせがあり、選挙の都度、その対応に忙殺されている。また、立候補予定者説明会には、監視庁から警察官派遣の協力を得て、同規格制限に基づく使用可否を説明しているが、実際に使用できる自動車の車種や用途等の複雑さやわかりにくさに関して多くの苦情が寄せられている。候補者にとって、違法な選挙運動用自動車を使用することは、公職選挙法違反となり選挙資格を失う恐れのある重要な問題である一方で、市選管においては、いかに公職選挙法施行令に定められた選挙運動用自動車の規格制限といえども、一般的な自動車の車種や用途等に関して専門性を有しておらず、交通関係法令を所管する警察署に使用可否の確認が必要である場合が多い。このため、即時的確な対応ができず、結果として不利益を候補者に与えてしまう場合がある。その他、その問い合わせ先についても市選管が警察署かで明確でないため、候補者において大きな混乱が生じているところである。	現行法令における複雑でわかりにくい選挙運動用自動車に関する規格制限について、「乗用定員10人以下で車両総重量5トン未満(上面、側面又は後面の全部又は一部が構造上開放されているもの及び上面の全部又は一部が構造上開閉できるものを除く。)」に統一し、合理的かつ簡素な基準とすることで、候補者における円滑な選挙運動の準備・実施を可能とするだけでなく、公職選挙法及び同施行令に基づき候補者に助言等を行う選挙管理委員会並びにその取締を行う警察本部等、実際に選挙の適正な管理・執行を担っている現場における混乱の解消につながるものである。また、合理的かつ簡素な新基準に基づき、選挙運動用自動車の車種や用途等に関する使用可否や条件等を明確にすることにより、交通関係法令の所管として専門性を有している警察本部において、候補者の選挙運動用自動車に関する問い合わせ等に対して、適時的確な対応が可能となる。なお、本提案と関連旨の内容について、平成26年度に全国市区選挙管理委員会連合会(全国777の市と特別区が加入)から総務大臣等に要望しているが、依然として具体的な措置は講じられていない。	公職選挙法第141条第1項 公職選挙法第141条第6項 公職選挙法施行令第109条の3	総務省	八王子市		盛岡市、宮城県、小平市、川崎市、豊橋市、松原市、高松市、新居浜市、大村市、熊本市、中津市、宮崎市、鹿児島市	〇市議会議員及び市長の選挙において立候補予定者への説明会を行う場合においても、本件については法律の規定が非常にわかりにくく、説明にも苦慮している。 〇選挙運動用自動車として認められていない軽トラックとしての登録のものを、選挙運動用自動車として貸し出す業者があり、その業者は選管もしくは警察に確認した上で業務を行っている事例があった。 〇制度が複雑で候補者が理解できないだけでなく、車輛規格の内容について警察当局から選管に対応をまわされるケースがある。
209	B	地方に対する規制緩和	その他	犯罪人名簿の調製の法律上の明確化	【支障事例】 平成30年4月に施行された「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に関する平成30年3月9日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知(子家発0309第1号)によると、市町村長は、都道府県等や民間あっせん機関からの「犯罪情報の照会」に対し、情報提供を行うこととされている。 静岡県内では、既に東京都内の民間あっせん機関から少なくとも2件の「犯罪情報の照会」が養親希望者の本籍地市町にきている。しかしながら、「犯罪情報」は要配慮個人情報に当たり、実際に当該法に規定された事項を確認するために「犯罪情報の照会」があった場合、通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定の下で提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。今のところ犯罪情報の提供が出来なかった実績はないが、犯罪情報の提供が出来なかった場合、養親希望者は養子縁組が出来ないため、時間的・金銭的な実害を被る。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」が行われているとの前提(選挙人名簿の調製に必要なため)に立ち、当該法律の運用に、市区町村からの「犯罪情報の提供」を組み込んでいるが、任意の自治事務である以上、当該法律の運用が担保されていない状態であると考えられる。(当該法律に「欠格要件」を規定することで、市区町村に対し間接的に「犯罪人名簿の調製」を義務付けていると考えられる。) 【支障解消策】 市区町村における「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付け、また、「犯罪情報を提供できる場合」の要件を法律上として明確化する。	「犯罪人名簿の調製」を市区町村に義務付けることで、上記法律の運用が担保され、また、「犯罪情報を提供できる場合」の要件を法律上で明らかにすることで、市区町村における円滑な事務の執行が図られる。 (上記法律で欠格要件を定めているのは民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第8条及び第26条)	なし	総務省、法務省	静岡県、川崎市、行田市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、富士見市、鳩山町、奥里町、神川町、上里町、浜松市、沼津市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、田市、裾野市、伊豆市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、吾伊豆町、清水町、小山町、吉田町、森町	秋田市、ひたちなか市、朝霞市、柏市、福井市、豊橋市、春日井市、西尾市、島本町、出雲市、宮崎市	〇犯罪人名簿の調整は法令上の根拠がなく、市町村の任意の自治事務として実施している。法律上の事務として位置付けることを要望する。 〇市区町村では犯罪事務に係る各台帳の管理に加え、欠格事項があるか照会を受けた際の回答も行っている。また、栄典のための刑罰等調査は市区町村が発行することになっているが、発行するには市区町村の所管している情報では足りず、照会を受けた市区町村は管轄検察庁への照会が必要になるなど、事務的に大きな負担となっている。犯罪事務における個人情報保護は慎重かつ厳格な取扱いが求められているにもかかわらず、大正6年4月12日付けの内務省訓令第1号のみを根拠としており、明確な法的根拠がないままで、市区町村の判断により上記の事務を執行している現状は大いに問題があり、早急な法整備が必要と考えられる。また、管轄検察庁が明らかでないため、法改正などで取扱いが変わっても通知が入らず、各市区町村が手探りで事務を行っている。 〇犯罪事務の一つに刑罰調査の交付があるが、叙位・叙勲・褒章以外の目的による交付申請について、市区町村により取扱いが異なる場合があり、申請する側・交付する側の双方に無駄な事務負担を発生させていることから、根拠法令を整備するとともに統一した取扱いとすべきである。 〇各自自治体、警察署等からの犯罪情報の照会に対し、国からの通知では各市町村の個人情報保護条例における第三者提供に関する規定に基づき提供を行うものと示されているが、対応に苦慮している状況である。市区町村において任意に「犯罪人名簿の調製」を法律上の事務として義務付けている(当該法律に「犯罪人名簿の調製」を義務付けている)状態にあるものと考えられる。 〇支障事例になるケースはこれまで発生していないが、任意の自治事務であり犯罪事務における個人情報は慎重かつ厳格な取扱いを求めているにも関わらず法定根拠がないまま事務を行っている。支障解消策のとおり要望したい。	
232	B	地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳ネットワークシステムにおける「同一住所検索」により取得する住民票情報を、検索対象者と同一世帯番号の情報のみで取得されるよう改善すること。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)(第19条第7号)に基づく情報照会の際に行う、番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報の照会による世帯構成の確認については、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法」について(平成29年11月9日付け事務連絡)で示された方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。))により、次のとおり実施しているところである。 「ガイドラインに基づく確認方法」により行う「住民基本台帳ネットワークシステム」(以下「住民基本台帳NWS」という。))の「同一住所検索」により取得する情報は、申請書に記載された者と異なる世帯番号の者の情報が含まれていることがあるため、情報提供ネットワークシステム(以下「情報提供NWS」という。))で情報照会を行い世帯番号の確認を行う必要がある。 【具体的な支障事例】 ・情報提供NWSIによる一括での情報照会は、照会結果の取得に1日の時間を要している。 ・住民票関係情報の取得に、住民基本台帳NWSと情報提供NWSの2つのシステムを使用しており、効率的でない。 ・申請者が多数入居可能な施設に居住している場合等、同一住所検索の結果、表示可能件数を超えた場合は、表示すらされない。	情報提供NWSでの住民情報照会が必要となり、事務処理の効率化が図られる。 ・住基NWSで不要な情報(世帯番号が異なる者の情報)を取得することがなくなり、個人情報の保護が図られる。	「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表) 「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)	内閣府、総務省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	石岡市、ひたちなか市、熊谷市、八王子市、川崎市、高山市、京都府、大瀬町、兵庫県、神戸市	〇同一住所検索については、多数入居可能な施設等の居住者の場合に居住している場合等、表示可能件数(50件)を超えた場合にエラーとなり表示されないため、当市においても対応に苦慮している。

総務省（提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案）

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
265	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることと要請権が実質的に行使できないことから、その範囲の見直しとともに、広域連合が要請を行ったときは協議に応じるべきことを求める。 また、関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まったり効率的な対応が可能なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	地方自治法第252条の17の21による「条例による事務処理特例制度」では、市町村民長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村民長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 現行規定では、移譲を要求することができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、予め一定の事務を構成府県市から持ち寄ることが必要である。しかしながら、要請権行使の具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、法律に規定があるものの、形骸化している。 また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理により共同処理できる枠組みをつくることを求める。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務の一体的処理や、国と広域連合の共同での事務処理により、一連行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権行使の範囲を拡大することにより、幅広い検討することが可能となり、より包括的な事務権限の移譲に関する議論を行うことが可能となる。		総務省	関西広域連合	別紙あり	—	—
289	B	地方に対する規制緩和	その他	地域協議会構成員要件の規制緩和	本市では、地域自治区を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村民長が選任することになっている。」 地域課題が多様化する中で、地域には、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ交通の確保など、高度な課題への対応も求められているが、その解決には、事業者を含めた多様な主体の連携が必要となるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治区への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。 支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考えたが、当該地域自治区に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域コースへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できない面も出てくる。 各地域自治区には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治区もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。 また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例で、「(地域協議会の)会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる」とし、オブザーバーの参加はできるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	本市では、地域自治区を設置しているが、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村民長が選任することになっている。」 地域課題が多様化する中で、地域には、地域包括ケアシステムの構築やコミュニティ交通の確保など、高度な課題への対応も求められているが、その解決には、事業者を含めた多様な主体の連携が必要となるため、地域協議会の構成員の住所要件を緩和し、当該地域自治区への通勤者や通学者も対象とすることを求めるものである。 支障事例として、構成員に事業者の代表を選任していた地域協議会では、その後任に新たな代表を考えたが、当該地域自治区に住所を有せず、選任できない事態が生じているため、地域コースへの対応や継続した協議などにおいて、従来の機能を発揮できない面も出てくる。 各地域自治区には、「地域協議会委員推薦委員会」を設け、地域性を考慮し、地域協議会の構成員が推薦されているが、事業者の代表等を構成員に選任している地域自治区もあるため、今後、前例のような支障が生じることも考えられる。 また、行政の附属機関としての位置付けを踏まえ、宮崎市地域自治区の設置等に関する条例で、「(地域協議会の)会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる」とし、オブザーバーの参加はできるが、地域の実情を共有し、必要な情報を取得することが目的であるため、オブザーバーに議決権はなく、意見を求められた場合のみ発言ができる。	住所要件の緩和により、必要な人材の選任が可能となり、継続して、地域協議会の機能を確保できる。	地方自治法第202条の5第2項	総務省	宮崎市	豊田市	〇本市でも、地方自治法に基づく地域自治区制度を導入し、「地域会議」を設置するとともに、各地域会議が、市に対して事業提案できる「地域予算提案事業」を運用している。本市の「地域自治区条例」では、多様な人材を取り込むため、「公共的団体(地域の自治会等)が推薦する者」「意見を有する者」「公募による者」の3者を地域会議の構成員として設定している。そのうち「意見を有する者」について、専門性を有する人材は住所要件を満たさないことが多く、ほぼ活用されていない(総委員約500名のうち1~2名程度)。地域づくりの関係組織には、地域包括支援センターや、学校などが挙げられるが、その職員は、必ずしも当該地域に住所を有する者とは限らない。 住所要件が緩和されれば、各地域にとって必要な人材(組織)の選任の幅が広がり、地域の多様な主体の連携による課題解決がこれまで以上に可能となるため、地域協議会機能の向上が期待できる。
299	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号カード交付事業費補助金、社会保険・税番号制度システム整備費補助金(中間サーバー改修経費のみ)について、希望する自治体については、国が地方公共団体システム機構へ直接交付する。	個人番号カード交付事業費補助金、社会保険・税番号制度システム整備費補助金については、都道府県が市町村(社会保険・税番号制度システム整備費補助金では市町村等又は協会等)の交付申請・実績報告の審査・とりまとめを行うこととされているが、そもそもこれら補助金は国の政策により行われているものであり、機構が発行するカード枚数に応じた補助金若しくは地方情報システム機構に置かれているサーバーの改修経費であり、取立て市町村に回す必要が乏しく、ましてや都道府県が関与する必要はないと考えられる。 更にこれら補助金事務は非常にタイトなスケジュールの中行わなければならないが、事務処理に忙殺されるなど、都道府県、市町村とも非常に大きな負担が掛かっている。	年度末・当初における自治体の事務負担が軽減され、簡潔な事務手続きとなることにより、予算の執行の適正化が期待される。 また国においても同様のメリットがあり、現在は47都道府県と1,742市町村の申請額をチェックするために多大な労力がかかっているものと思われるが、国が、機構への出資者である市町村の理解を得たうえで機構と直接やりとりすれば、チャネルは一つで済み、事務負担が軽減される地方と、膨大な書類のチェックが減る国とで、お互いのメリットは大きいと考えられる。 市町村へ意向の確認を行い、希望する自治体については、国が機構に直接交付するようにはどうか。	個人番号カード交付事業費補助金交付要綱 社会保険・税番号制度システム整備費補助金交付要綱	総務省	鳥取県	徳島市、宮城県、秋田県、いわき市、相生市、朝霞市、横川市、柏市、川崎市、福井市、越前市、高山市、浜松市、愛知県、名古屋、三重県、京都市、大阪府、高槻市、兵庫、岩国市、大村市、大分県、宮崎県	〇市町村に請求される負担金に係る全体経費の提示はあるが、その明細が示されていない。 〇当該補助金に係る予算編成事務が発生している。 〇県からの補助金関連通知から取りまとめ期日まで数日間しかなく、補助金申請事務に係る担当職員の負担が過大となっている。 〇個人番号カード交付事業費補助金について、4月2日までには額を確定して県に報告するために、3月31日(日)の休日開庁で発生した発行手数料の実績を反映させ、関連する全12の課、支所及び出張所の歳入を取りまとめ、4月1日の一日だけで平成30年度の集計事務を行わざるを得ない等、繁忙期業務に大きな支障を及ぼしている。 また、補助金の端数は切り捨てで請求するものとなっており、機構への交付金との差額を本市が持つことになってしまい、振り込み手数料とあわせて市の負担が発生しており財政上の支障がある。	